水質基準項目（５１項目）

（令和２ 年４月１日施行）

区分	No.	項目	基準値
病原微生物	1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
	2	大腸菌	検出されないこと
無機物・重金属	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
	4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
	5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
	6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
	7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
	8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
	12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
	13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
一般有機物	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6mg/L以下
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
	26	臭素酸	0.01mg/L以下
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
着色	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
	33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
	34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
	35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
味	36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
着色	37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
味	38	塩化物イオン	200mg/L以下
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
	40	蒸発残留物	500mg/L以下
発砲	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
臭気	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
発砲	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
臭気	45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
味	46	有機物(全有機炭素（ＴＯＣ）の量)	3mg/L以下
基礎的性状	47	pH値	5.8以上8.6以下
	48	味	異常でないこと
	49	臭気	異常でないこと
	50	色度	5度以下
	51	濁度	2度以下